

令和3年8月28日

市内居宅介護支援事業所 各位

(※本メールは全宛先 BCC にて送付しております)

お世話になっております。各務原市介護保険課の大海です。

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、特定事業所集中減算の判定期間前期分（令和3年3月1日～令和3年8月末日）において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を（正当な理由なく）超えた場合については、減算が適用されます。

●算定の結果80%を超えた場合については、減算の適用に関わらず、**令和3年9月15日（水）**までに市へ書類の提出をお願い致します（期限厳守）。

（郵送で提出の場合は、9月15日（水）当日消印有効。

●80%を超えなかった場合、書類の提出は不要ですが、各事業所において当該書類を5年間保存するようにしてください。

（実地指導等で確認することとなります。）

●**なお、減算の適用がなし⇒あり 又は 減算の適用があり⇒なし**になる場合は、介護給付費算定にかかる届出書も同時にご提出ください。

(<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009140/1010609.html>)

●特定事業所集中減算の減算を受ける場合は、特定事業所加算が算定できませんのでご注意ください。

●詳細については、各務原市のホームページをご確認ください。
居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について

(<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009129.html>)

よろしくお願いたします。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

各務原市健康福祉部介護保険課

大海 かな（おおがい かな）

TEL：058-383-2067（直通）

FAX：058-383-6365

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆